

## 研究ノート

## 発展途上地域の生活と環境—自然の権利をめぐる国際法廷での審理から

眞嶋 麻子\*<sup>1</sup>

## Life and the Environment in Developing Countries: Report of Hearings at the International Rights of Nature Tribunal

Asako MASHIMA \*<sup>1</sup>

## ABSTRACT

The International Rights of Nature Tribunal, an international civil tribunal, was established in 2014. In all, five tribunals have been held on issues pertaining to the natural environment in Latin American countries, the United States, Australia, and European countries. The rights of nature first came to prominence in the 1970s, as lawsuits were filed in the United States on behalf of natural objects such as rivers, wildlife, and trees; however, the movement to defend the rights of nature has come under criticism for indifference to social injustices.

Among the several initiatives to protect the natural environment, this paper focuses on the International Rights of Nature Tribunal to examine why the rights of nature have begun to attract attention now and in what ways the tribunals fall short. The cases of Bolivia, Ecuador, and REDD+ that have been heard did not indicate any unique issues that would require the idea of the rights of nature to solve natural environmental problems. However, hearings in such tribunals are an opportunity for the international community to increase awareness regarding problems of ecosystems that are at stake in the context of state-led development and in relation to the places where marginalized indigenous groups live. It also indicates that for people suffering from social injustice in developing countries, a shift to development that is based on the protection of the natural environment is an indispensable condition for sustainable development. It may be that international courts are a unique venue for encouraging this type of review.

## はじめに

本稿は、自然環境の保護を目的とした国際的運動のうち、「自然の権利に関する国際法廷 (International Rights of Nature Tribunal、以下、特に断りを入れない限り「国際法廷」とのみ記す)」の動向に着目し、そこにおいて提示される開発と自然環境保護をめぐる視点について整理することを目的とする。

詳細は次章に委ねるが、この国際法廷は 2014 年に発足した国際的な市民法廷である。これまでに 5 回の法廷が開催され、ラテンアメリカ諸国や

米国、オーストラリア、ヨーロッパ諸国における自然環境問題についての審理が重ねられてきた。もともと、自然の権利は、川や野生生物および樹木などの自然物を原告とした訴訟が 1970 年代に米国で行われたことで注目されるようになったが、その論理上の弱点もまた指摘されてきた。それなのになぜ、この数年の間に、自然の権利を掲げた自然環境保護運動が国際法廷という形で展開されているのだろうか。

この疑問に答える手がかりとして、ここでは、国際法廷においては先進国における自然環境保護

\* 1 日本大学国際関係学部国際総合政策学科 助教 Assistant Professor, Department of International Studies, College of International Relations, Nihon University

のみならず、開発が自然環境に及ぼす負の影響についての発展途上国における事例が熱心に審理されていることに着目する。国際法廷における審理がこれまでの自然の権利をめぐる訴訟の論点に加えて、新たに開発と自然環境との関係を問い直す視点を提示していることがみえてくると考えるためである。ただし、この比較的新しい国際的な自然環境保護運動については、まだ十分に研究が蓄積されているものではなく、本稿では国際法廷についての紹介をしつつ、その意義を仮説的に提示するものである。

以下では、第一に自然の権利を概説したうえでそれに対する批判を整理する。第二に自然の権利に関する国際法廷の概要を示し、第三に国際法廷での審理の例として、ボリビア、エクアドル、REDD+（途上国における森林減少と森林劣化からの排出削減並びに森林保全、持続可能な森林管理、森林炭素蓄積の増強）メカニズムの事例を検討する。そして第四に、国際法廷における審理で問われていることを考察することとする。

## 1. 自然の権利とその論点

自然の権利は、人間以外の生物や自然物にも生存する権利があるとする考え方である。人間が幸福と利益を追求し自然を支配してきた帰結としての自然環境の破壊に対し、人間の尊厳や権利を中心とする人間中心主義ではなく自然中心主義に立って自然環境を擁護する思想のなかから生まれた権利概念である<sup>2</sup>。自然中心主義のなかには、動物の虐待や殺戮、肉食、動物実験への反対を主張する立場もあれば、生態系の保護を行うべきだとする主張もある。

米国の思想史家ロデリック・F・ナッシュ（Roderick Nash）は、環境倫理の思想を振り返り、人間が生まれながらにして持つ自然権の拡大の延長線上に自然の権利があるものと説明した。ナッシュは、奴隷解放運動や女性解放運動によって権

利主体が拡大し、人間以外の自然物にも権利が与えられるように進化したと捉えた<sup>3</sup>。

米国では実際に、1974年から1979年にかけて、動植物や自然物を原告とした訴訟が増加した。1973年には「絶滅危惧種保護法（Endangered Species Act）」が制定されており、これを法的枠組みとして採用した訴訟では、自然物が勝訴した事例もあった。たとえば、絶滅危惧種に指定されたパリーラと呼ばれる野鳥による、ハワイ州土地自然資源局を相手取った訴訟である。実際には野鳥がものを申すわけではなく、環境訴訟を手がける法律家団体シーラクラブ・リーガルディフェンスファンドが野鳥と名を連ねて訴訟を起こしたものである。パリーラの生息地において、ハワイ州がスポーツハンティングのためにヤギや羊を維持し続けたことが種の保護法に違反すると判決され、野鳥の側が勝利をおさめた<sup>4</sup>。

日本においては、奄美大島におけるゴルフ場開発が進み、野生生物が絶命の危機に陥っていることにより、野生生物を原告とした裁判が1995年に提訴された。日本における最初の自然の権利をめぐる訴訟であり、原告にはアマミノクロウサギ、アマミヤマシギ、ルリカケス、オオトラツグミといった野生生物が名を連ねた。結果的には、鹿児島地方裁判所によって訴状却下の決定がなされ、日本においては自然の権利を主張した環境裁判は継続しなかった<sup>5</sup>。

自然の権利訴訟は、裁判としてはユニークな性格を持つものであるが、論理上の弱点もまた指摘されてきた。その一つが、自然中心主義と人間中心主義とを対峙させることの妥当性に関わることである。自然の権利への批判として、その権利内容を規定するのは結局のところ人間の認識であり、それは真に自然中心主義に立脚するものとはいえないというものがある。また、自然環境破壊の原因や責任が、人間中心主義のあり方すなわち人間全体に還元されてしまうことによってむしろ

\* 2 牧野広義『環境倫理学の転換—自然中心主義から環境的正義へ』文理閣、2015年、12-13頁。

\* 3 ロデリック・F・ナッシュ『自然の権利—環境倫理の文明史』（松野弘訳）ミネルヴァ書房、2011年、8頁。

\* 4 山村恒年、関根孝道『自然の権利』信山社、1996年、148-153頁。

\* 5 同上、214頁。

る、その責任の主体が曖昧になることも指摘されてきた<sup>6</sup>。

さらに、自然の権利を擁護する運動が、現に存在する社会的な不正に無頓着であることもまた、自然の権利の課題として挙げられている。たとえば、貧困状態で生きることを強いられる人々にとって、その社会的な不正を解消し豊かさを手に入れるためには、経済開発や社会開発は必要不可欠である。ただし同時に、開発によって自然環境破壊が生じるというジレンマもある。そのときに、自然の権利の擁護者による「種の多様性の保存」といった主張は、目下の社会的な不正を顧みない理想論として映るであろう。

こうした弱点が指摘されながらも、現在の国際的な自然環境保護運動において、自然の権利は法廷闘争のためのアプローチとして採用されるようになってきている。これはいったいなぜなのだろうか。「自然の権利に関する国際法廷」は、自然の権利に改めて光を当てることによって何を問おうとしているのだろうか。以下では国際法廷ならびにそこでの審理の事例を概観しながら、特に自然の権利に対する批判の第二の点、社会的な不正と自然の権利との関係についての再解釈がなされていることを考察する。

## 2. 自然の権利に関する国際法廷

### (1) 国際社会における自然の権利と国際法廷の設立まで

米国や日本における自然の権利訴訟とは別に、2000年代の国際社会においては、自然の権利が規範として持つ機能に期待が寄せられるようになってきた。国連総会決議で「自然との調和」についての決議が初めて採択されたのは2010年で、その後も毎年、同様の決議が採択されている。

また、一部の国々では自然の権利を国内法で

規定することも始まった。先駆的な例が、南米のエクアドルとボリビアである。エクアドルでは、2008年に自然の権利という理念を明記した憲法案が国民投票で承認された。たとえば第71条では、「自然すなわちパチャママは、生命が再生され生み出される場であり、その生存、およびその生命サイクル、構造、機能と創成プロセスの維持と再生を統合的に尊重される権利を有する」ことがうたわれている<sup>7</sup>。「パチャママ」は、アンデス先住民の宇宙観で大地の創造主を指す概念である。

またボリビアにおいても、2010年に「母なる大地の権利法」(法律第71号)が公布された。すべての生命システムや生き物と不可分の共同体から成るダイナミックで生きたシステムである母なる大地は、生命への権利や生命の多様性への権利などの7つの権利を有し、それら権利を保障することが国家と社会の責任および義務であるとされた<sup>8</sup>。

こうした動向に並行し、国際社会においても、2010年4月19～22日には「気候変動と母なる大地の権利に関する世界民衆会議(World People's Conference on Climate Change and the Rights of Mother Earth)」がボリビアの都市コチャバンバで開催され、環境保護団体や先住民の団体が参加した。この会議では、後の国際法廷における法的枠組みを提供することになる「母なる地球の権利に関する世界宣言(Universal Declaration of Rights of Mother Earth、以下、地球の権利世界宣言)<sup>9</sup>」が採択された。自然を独立した主体として認識する地球の権利世界宣言は、相互に関係し依存しあうあらゆる存在物が「母なる地球」の一部として存続し、生命サイクルを回復する権利を有することを明確に宣言した最初の国際的な法文書となっている<sup>10</sup>。

\* 6 牧野、前掲書、16頁。

\* 7 新木秀和「自然の権利とラテンアメリカの資源開発問題：エクアドルとボリビアの事例を中心に」『人文研究』(神奈川大学)、第184号、2014年、51-56頁。本文のエクアドル憲法の条文翻訳も新木による。

\* 8 同上、57頁。

\* 9 「母なる地球の権利(Rights of Mother Earth)」または「地球の権利(Earth Rights)」と「自然の権利(Rights of Nature)」について、本稿では基本的に同義として用いることとする。

\* 10 Living Law, *Giving Nature a Voice: Legal Rights and Personhood for Nature*, Living Law, 2018, p.13.

そして、自然環境保護のための国際的運動「自然の権利を求めるグローバル連帯 (Global Alliance for the Rights of Nature)」が中心となって、2014年1月にエクアドルの首都キトにおいて、第1回自然の権利に関する国際法廷が開催された。その後、同年12月にペルーの首都リマで第2回国際法廷が開催され、2015年12月、フランスの首都パリにおいて開催されていた第21回国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) と並行して、第3回国際法廷が開かれ、そこで「自然の権利に関する国際法廷の設置のための市民協定 (People's Convention for the Establishment of the International Rights of Nature Tribunal, 以下、市民協定)」が採択され、国際法廷が公式に発足することとなった。以降、2017年11月にドイツのボンで第4回国際法廷、2019年12月にチリのサンティアゴで第5回国際法廷が開催され、現在に至っている。

## (2) 国際法廷の目的および構成と訴訟事例の概要

国際法廷は、2015年12月に市民協定の採択をもって正式に発足した。市民協定の締約主体は自然環境保護団体や法律家の団体であり、ゆえに自然の権利に関する国際法廷は、正確には国際市民法廷である。それゆえ、主権国家を法的に拘束する判決を出すものではなく、あくまで自然環境問題に対する市民による問題提起を審理する「倫理的な法廷 (ethic tribunal)」<sup>11</sup> である。

国際法廷での審理に法的枠組みを与えている地球の権利世界宣言は、自然が持つ固有の権利を以下のおおりに定めている<sup>12</sup>。

- (a) 生命を持ち、存在する権利
- (b) 尊重される権利
- (c) 人間による破壊から逃れて、バイオキャパシティを再生させ、生命のサイクルとプロセスを継続する権利

- (d) 固有の、そして自律的で相互に関連した存在物として、アイデンティティと統合とを維持する権利
- (e) 生命の源としての水の権利
- (f) 清潔な空気の権利
- (g) 完全に健全である権利
- (h) 汚染、公害、有害または放射性廃棄物から逃れる権利
- (i) 統合あるいは生命の維持に関わる健全な機能を脅かす方法で、遺伝子構造を修正されたり破壊されたりしない権利
- (j) この宣言で定められている権利への人為的な侵害に対して、完全かつ早急に回復する権利

そして、自然の権利を擁護するために、人間は、地球の権利世界宣言で定められた権利と義務に合致した行動をとらなければならないことが定められた。

国際法廷は、地球の権利世界宣言に定められた上記の権利の侵害について、調査し、ヒアリングし、判決を下すことを目的としている。また、地球の権利世界宣言の内容に関する解釈を行い、市民による理解の促進する役割を、国際法廷は担っている。こうした役割を果たすことによって、地球コミュニティ総体において、人間と人間以外の存在物が調和を保って共存する世界を目指すというのである<sup>13</sup>。

国際法廷は、市民協定の締約主体が構成する選考委員会が選出した判事 (Members) と「地球の擁護者 (the Earth Defender)」から構成され、事務局も置かれている。判事は法律の専門家、先住民の文化や法に熟知している者、生態系やエコシステムの専門家を含みながら、3～20人の範囲で選出され<sup>14</sup>、その中から裁判長ならびに副裁判長が選ばれる<sup>15</sup>。

\* 11 Living Law, *op.cit.*, p.13.

\* 12 Universal Declaration of Rights of the Mother Earth, 22 April 2010.

\* 13 International Tribunal for the Rights of Nature, "People's Convention for the Establishment of the International Rights of Nature Tribunal", December 2015, Article 2.

\* 14 International Tribunal for the Rights of Nature, "Statute of the International Tribunal of Mother Earth Rights", 4 December 2015, Article 5.

\* 15 *Ibid.*, Article 9.

「地球の擁護者」は、地球の擁護者事務所を設け、地球の権利世界宣言の侵害にあたる可能性を持つ案件についての調査ならびに報告を行い、問題を国際法廷に提訴する権限を持つ。国際法廷においては、母なる地球の代弁者として証言を行う役割を持つものであ

り<sup>16</sup>、自然の権利に関する国際法廷において極めて重要な役を担っている。

これまでの5回の国際法廷における訴訟事例のリストを表1に挙げた。概観すると、国際法廷では個別問題に関する審理とグローバルな問題についての解釈がなされてきた。個別事例の特色は、

〈表1〉自然の権利に関する国際法廷における訴訟事例

回次・開催年／開催地	訴訟事例
第1回（2014年1月） キト（エクアドル）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国系多国籍企業シェブロン裁判（エクアドル）</li> <li>・ミラドル鉱山開発（エクアドル）</li> <li>・ヤスニ国立公園での石油採掘（エクアドル）</li> <li>・グレイト・バリア・リーフでの石炭採掘（オーストラリア）</li> <li>・水圧破碎法を使ったシェールガス・石油の採掘（米国）</li> <li>・国際石油メジャー BP によるメキシコ湾原油流出汚染（米国など）</li> <li>・遺伝子組み換え作物問題</li> <li>・気候変動問題</li> <li>・母なる地球の擁護者（環境活動家）への取り締まり</li> </ul>
第2回（2014年12月） リマ（ペルー）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンガ鉱山開発による自然環境破壊（ペルー）</li> <li>・ミラドル鉱山開発（エクアドル）【継続】</li> <li>・国際石油メジャー BP によるメキシコ湾原油流出汚染（米国など）【継続】</li> <li>・アマゾン川流域における巨大ダム開発（ブラジル）</li> <li>・先住民居住地域における石油採掘（ペルー）</li> <li>・米国系多国籍企業シェブロン裁判（エクアドル）【継続】</li> <li>・鉱山・石油採掘（ペルー）</li> <li>・水圧破碎法を使ったシェールガス・石油の採掘（米国）【継続】</li> <li>・グレイト・バリア・リーフでの石炭採掘（オーストラリア）【継続】</li> <li>・ヤスニ国立公園での石油採掘（エクアドル）【継続】</li> <li>・気候変動問題</li> <li>・途上国における森林減少と森林劣化からの排出削減並びに森林保全、持続可能な森林管理、森林炭素蓄積の増強（REDD +）</li> </ul>
第3回（2015年12月） パリ（フランス）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アマゾン川流域における巨大ダム開発（ブラジル）【継続】</li> <li>・水圧破碎法を使ったシェールガス・石油の採掘（米国）【継続】</li> <li>・米国系多国籍企業シェブロン裁判（エクアドル）【継続】</li> <li>・自然に対する様々な犯罪</li> <li>・途上国における森林減少と森林劣化からの排出削減並びに森林保全、持続可能な森林管理、森林炭素蓄積の増強（REDD +）【継続】</li> <li>・遺伝子組み換え作物問題【継続】</li> <li>・母なる地球の擁護者（環境活動家）への取り締まり</li> </ul>
第4回（2017年11月） ボン（ドイツ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Hambach 森林地帯における褐炭採掘（ドイツ）</li> <li>・オリーブ植林用灌漑による帯水層の破壊（スペイン）</li> <li>・アマゾン森林破壊と生態系の破壊</li> <li>・自由貿易協定の自然の権利への影響</li> <li>・気候変動問題</li> <li>・途上国における森林減少と森林劣化からの排出削減並びに森林保全、持続可能な森林管理、森林炭素蓄積の増強（REDD +）【継続】</li> <li>・母なる地球の擁護者（環境活動家）への取り締まり</li> </ul>
第5回（2019年12月） サンティアゴ（チリ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アタカマ砂漠でのリチウム採掘（ペルー）</li> <li>・パタゴニアにおける鉱物採掘と鮭養殖（チリ）</li> <li>・水道民営化問題（チリ）</li> <li>・水圧破碎法を使ったシェールガスの採掘（アルゼンチン）</li> <li>・アマゾン森林破壊と生態系の破壊</li> </ul>

（出典）International Rights of Nature Tribunal ホームページより作成。

\* 16 Ibid., Article 10.

国際法廷が開催される地域に関連する自然環境問題が頻繁に審理されていることが挙げられる。特に、キト（エクアドル）、リマ（ペルー）、サンティアゴ（チリ）といったラテンアメリカ諸国が開催地となるが多かったためか、発展途上国（特にラテンアメリカ諸国）において、大規模な開発の結果として自然の権利が侵害されていることが取り上げられてきた。また、グローバルな問題として、気候変動問題や、遺伝子組み換え問題、環境活動家への弾圧などが、国際法廷における継続的な審理の対象となっている。

次章では、ボリビア、エクアドルそして REDD+ の例を取り上げて、国際法廷における審理の事例を検討することとする。

### 3. 国際法廷での審理—ボリビア、エクアドル、REDD+ の例

#### (1) ボリビア—イシボロ・セクレ国立公園・先住民居住区（TIPNIS）の例

ボリビア（正式名称「ボリビア多民族国」）は人口比における先住民の割合が高いことで知られ、2005年には同国史上初めて、先住民出身のエボ・モラレス大統領を輩出した国である。自然の権利の擁護についても積極的で、2010年4月に国際法廷の設置のきっかけとなった「気候変動と母なる大地の権利に関する世界民衆会議」を招致したほか、2010年12月には地球の権利世界宣言の内容を取り入れて、「母なる権利法」（法律第71号）が発効した。他方で、名目GDPは世界第93位の約411億米ドル（IMF統計、2019年）で、天然ガスや亜鉛・銀・鉛・錫といった鉱業、大豆・砂糖・トウモロコシといった農業を主要産業とする発展途上国でもある。

国際法廷で審理されてきたボリビアの事例が、「イシボロ・セクレ国立公園・先住民居住区（以下、TIPNIS）」における開発と自然の権利との関

係についてである。TIPNISという地域は、858種類の脊椎動物が登録される、国内で最も生物多様性に富んだ地域の一つである<sup>17</sup>。また、チマネ族（Chimane）、モヘーニョ・トリニタリオ族（Mojeño Trinitario）、ユラカレ族（Yuracaré）といった先住民グループの居住区でもある。狩猟や漁、採集、農耕などの伝統的行為に基づく独自の集団生活を営む先住民は、エコシステムと密接にかかわっているのだという<sup>18</sup>。他方で、1970年代より開発が進み、近年は、ボリビア政府によるこの地域を縦断する道路建設が計画されている。道路建設問題は先住民との衝突を生み、とりわけ2011年に先住民が行った平和的行進を警察が弾圧したことで、先住民出身のモラレス大統領と抗議活動を行う先住民との間の対立は深刻化した。

国際法廷は、2017年より調査団を派遣し、TIPNISの心臓部を通過する道路建設の影響について、とりわけ、コミュニティや森林、河川、野生生物にとっての損失を明らかにするための調査やヒアリングを行ってきた。2018年8月に実施された調査に基づく報告書を踏まえ、国際法廷はTIPNISが母なる地球の一部であることを認め、2019年に判決を下した。

判決においては、ボリビア政府の主導する道路建設によって、TIPNISにおける生物多様性が喪失の危機にあることや、ココ栽培地の拡大が土壌劣化と森林破壊を招いていること、これらの自然の擁護者である先住民の生活や文化に損害を及ぼしていることから、ボリビアが国内法および地球の権利世界宣言で規定された自然の権利を侵害しているとの結論が下された<sup>19</sup>。ボリビア政府に対しては、TIPNIS地域における道路建設の迅速かつ恒久的な停止措置が勧告された<sup>20</sup>。

\* 17 International Tribunal for the Rights of Nature, “Case of the Isiboro Sécure National Park and Indigenous Territory (TIPNIS) Final Judgement”, 2019, para.14.

\* 18 *Ibid.*, paras 17 and 19.

\* 19 *Ibid.*, para.82.

\* 20 *Ibid.*, para.88.

## (2) エクアドル—ヤスニ国立公園の例

エクアドル（正式名称「エクアドル共和国」）もまた、混血、先住民族、アフリカ系、欧州系からなる多民族国家である。先述のとおり、2008年には自然の権利の理念を明記した先駆的な憲法が承認されている。名目 GDP は世界第 61 位の約 1,074 億米ドル（IMF 統計、2019 年）であり、主な産業は鉱工業（石油）、農業（バナナ、カカオ、コーヒー）、水産業（エビ）となっている。

2014 年に第 1 回国際法廷がエクアドルの首都キトで開催され、エクアドルと国際法廷との関係は深い。実際に、過去の国際法廷では、米国系多国籍企業シェブロンによる環境汚染や鉱山開発をめぐる環境汚染などのエクアドルに関わる複数の訴訟があった。本節で取り上げるヤスニ国立公園における事例は、エクアドル政府が主導する石油開発が自然の権利の侵害に当たるか否かが問われている訴訟である。

ヤスニ国立公園は、1979 年に国立公園に指定され、2,274 種もの多様な植生と 593 種の野鳥をはじめとする多様な生物の生息する地域である。加えて、タガエリ族（Tagaeri）やタロメナネ族（Taromenane）といった先住民族グループが、自らの意思で外界との接触を避けて居住する地域でもある。これら先住民族の生活と権利を保護するために、国立公園の一部は 1999 年には「不可侵地域」と指定されている一方で、域内には 5 か所の原油採掘地域がある<sup>21</sup>。エクアドル政府は、一時はヤスニ国立公園における油田開発を放棄していたものの、2013 年 8 月にそれを断念して油田開発の推進へと舵を切り、環境団体や先住民族との衝突を生むこととなった。

国際法廷におけるヤスニ国立公園における油田開発の問題についての訴訟は、2014 年から始まり、石油採掘の現場で起こっている様々な問題についての証言がなされている段階である。例えば、政府主導の石油開発によって、「エコシステムが存続し繁茂する権利」という憲法で定められてい

る自然の権利に悪影響が及んでいることや、油田開発の中止をめぐる住民投票が不正に晒され、住民投票を呼びかける権利もまた侵害されていることなどである。また、油田開発に対する立場をめぐって先住民族グループ間での衝突も生じており、一部では殺傷事件も起こっているという<sup>22</sup>。こうした当事者たちからの証言を踏まえて、国際法廷は、エクアドル政府による自然の権利の侵害と、先住民族を中心とした自然の擁護者への暴力を批判する立場をとっている。

## (3) REDD+（途上国における森林減少と森林劣化からの排出削減並びに森林保全、持続可能な森林管理、森林炭素蓄積の増強）メカニズムの例

REDD+ とは、発展途上国が温室効果ガスの排出を削減した場合や、森林保全により炭素蓄積量を維持・増加させた場合に、経済支援などを付与する取り組みのことである。経済的インセンティブを付与して、気候変動への対策を促進させることによって、開発と自然環境の保護とを両立させることを企図した新たな取り組みである。2013 年に開催された国連 COP19 において基本的枠組みが成立し、発展途上国における気候変動対策を促進する試みとして期待されている。ただし、自然の権利という視点に立つと、REDD+ の認識枠組みそのものが根本的な問題を抱えていることがみえてくる。

国際法廷での審理において、自然環境保護のために経済的インセンティブを付与するという REDD+ の発想は、自然を商品化することに他ならないことが批判されている。自然を投機の対象とみなす REDD+ は、自然の権利と真っ向から対立する。自然の権利擁護の視点に立つと、自然は固有に存在する権利を持つものであり、経済的なインセンティブの有無によって、自然の存続が左右されるのは本来のあり方として承服されえないからである。それゆえに、REDD+ の取り組みには、自然の権利を侵害する可能性があるとして

\* 21 木下直俊「ヤスニ ITT イニシアティブに関する一考察—エクアドルにおける脱石油依存型社会に向けた試み」『文明研究』（東海大学文明学会）第 31 号、2012 年、24 頁。

\* 22 International Tribunal for the Rights of Nature, “Final Verdict”, December 5-6, 2014 Lima, Peru, p.20.

ている。

#### 4. 国際法廷における審理で問われていること

自然の権利に関する国際法廷は、市民のイニシアティブによって設立された国際市民法廷であり、そこでの判決が主権国家に対する法的拘束力を持つものではない。それにもかかわらず、自然の権利といういままで浸透しているとはいえない権利を用いて、自然環境問題をめぐる法的判断を国際運動化してきたのはなぜなのだろうか。

その理由の一つは、一国内で生じた自然環境問題をグローバル社会からの目が届く場で審理することであろう。エクアドルやボリビアの事例にみられるように、自然の権利の理念を取り入れた先駆的な国内法を有する国々においても、資源採掘のための開発は後を絶たず、生態系ならびに生態系と密着した先住民族の生活圏が脅かされている。自然の権利を擁護するための実効的な国内体制に限界があるときに、国際法廷はローカルな問題を国際社会に発信し問題を可視化する場となっているのではないだろうか。国際法廷の活用は、自然環境保護のための運動が取りうる手段の一つとなりつつあるということである。

自然の権利を積極的に用いて国際法廷運動を展開することのいま一つの理由は、既存の開発観の問い直しに関連している。国際法廷で下される判決は主権国家を法的に拘束するものではなく、その判決によって自然の権利の侵害への司法的解決が達成されるわけではない。つまり国際法廷における判決は、資源採掘のための開発の中止を保障するものではない。国際法廷のそもそもの性格に由来する制約ゆえに、その限界にばかり目が行きがちであるが、筆者はむしろ、国際法廷における審理は、自然の権利が再解釈される機会を提供しているという点で、独自の機能を有しているものと考えられる。

すなわち、1970年代後半の米国や1990年代中盤の日本における自然の権利訴訟と同様に、自然が有する固有の権利に着目して、自然環境や生態系の維持についての主張がなされることが国際法廷の特徴であることに加え、従来の自然の権利訴訟では見落とされてきた社会的不正と自然の権

利との関係についてもまた争点化されているからである。第1章で確認したとおり、自然の権利については、開発による自然環境へのダメージに対して自然中心主義の立場からの批判的認識を提示した一方で、開発が貧困などの社会的不正の解消の手段であることについては十分な関心を寄せていなかったことが課題となっていた。それに対して、本稿で取り上げた国際法廷は、総体として地球というコミュニティが維持されることが重要だとの立場を取り、自然環境の保護と社会的不正を被る人々の生活の持続性とを対立させるのではなく、両立させることを中心的課題としたところにその新しさがある。

とりわけ、社会的不正を被る人々のなかでも、自然の擁護者として先住民族に着目したことは重要であろう。これまでの開発では、経済開発にともなう自然環境の一定の犠牲はやむなしという立場が優勢であり、「開発」と「環境」とが対立するものとして理解される傾向にあった。しかし、「自然の擁護者としての先住民族＝各国の開発政策の周縁に置かれ社会的不正を強いられる人々」との視点をもった国際法廷においては、問われるべきは「開発」のあり方そのものとなる。問題は「開発か環境か」ではない。社会的不正を被る人々の持続的な発展にとって、自然環境の保護は不可欠である以上、自然環境の保護を根底においた開発のあり方への転換が問われているであろう。

本来、REDD+は「開発と環境との両立」のための方法の一つとなるはずであった。しかし、自然環境の保護に経済的インセンティブを付与するという発想に立ったために、経済的インセンティブがなければ自然環境は保護されえないのか、という論点を喚起してしまった。REDD+について国際法廷でなされている批判的検討は、自然には固有の権利があり、経済的動機とは無関係に尊重されなければならないという倫理的な問いかけとなっている。

#### おわりに

本稿は、自然環境保護運動のうち、自然の権利に関する国際法廷に着目して、いまなぜ自然の権



利がクローズアップされているのか、また、国際法廷では何が問題となっているのかを考察してきた。ここまでの議論より、自然環境問題の解決のために自然の権利を主張することでしか得られない固有の成果が明らかになったわけではない。しかし、国際法廷での審理は、自然環境の保護に対する法的アプローチの可能性を見出せるものであった。具体的には、国家主導の開発の下で危機にさらされている生態系や周縁化された先住民族グループの生活圏の問題を、国際社会の目にさらす機会を提供することが挙げられた。また、発展途上国において社会的不公正を被る人々にとって、自然環境の保護を大前提とした開発への転換が、持続的発展にとって不可欠の条件であるという視点を提供し、従来の開発観の見直しを促していることもまた、国際法廷の独自の機能であろう。このようにして、国際法廷での審理は、自然環境保護のための国際的運動に一石投じるものとなっていると考えられる。

#### 【参考文献】

- 新木秀和「自然の権利とラテンアメリカの資源開発問題：エクアドルとボリビアの事例を中心に」『人文研究』（神奈川大学）、第184号、2014年、41-72頁。
- 木下直俊「ヤスニ ITT イニシアティブに関する一考察—エクアドルにおける脱石油依存型社会に向けた試み」『文明研究』（東海大学文明学会）第31号、2012年、22-37頁。
- ロ德里ック・F・ナッシュ『自然の権利—環境倫理の文明史』（松野弘訳）ミネルヴァ書房、2011年（原文は1989年）。
- 牧野広義『環境倫理学の転換—自然中心主義から環境的正義へ』文理閣、2015年。
- 山村恒年、関根孝道『自然の権利』信山社、1996年。
- Burdon, Peter, “Earth Rights: The Theory”, *IUCN Academy of Environmental Law*, e-Journal Issue 2011 (1), pp.1-12 (<https://therightsofnature.org/wp-content/uploads/pdfs/EarthRights-ATheory.pdf>, accessed: 23 November 2020) .
- Cullinan, Cormac, “A Tribunal for Earth: Why It Matters”(発行年不明)(<https://therightsofnature.org/a-tribunal-for-earth-why-it-matters/>, accessed: 23 November 2020) .

- International Tribunal for the Rights of Nature, “People’s Convention for the Establishment of the International Rights of Nature Tribunal”, December 2015.
- , “Statute of the International Tribunal of Mother Earth Rights”, December 2015.
- , “Final Verdict”, December 5-6, 2014 Lima, Peru ([https://71990a11-3846-488a-aedd-5fdd320ceeac.filesusr.com/ugd/da0854\\_52d26be96fe54cac9c2e177b7b34de92.pdf?index=true](https://71990a11-3846-488a-aedd-5fdd320ceeac.filesusr.com/ugd/da0854_52d26be96fe54cac9c2e177b7b34de92.pdf?index=true), accessed: 23 November 2020) .
- , “Case of the Isiboro Sécure National Park and Indigenous Territory (TIPNIS) Final Judgement”, 2019 ([https://docs.wixstatic.com/ugd/751c42\\_3ef66ebdb3dc41878e3f993daecd4d1c.pdf](https://docs.wixstatic.com/ugd/751c42_3ef66ebdb3dc41878e3f993daecd4d1c.pdf), accessed: 22 November 2020) .
- Living Law, *Giving Nature a Voice: Legal Rights and Personhood for Nature*, Living Law, 2018 (URL: <https://therightsofnature.org/wp-content/uploads/2019/11/Giving-Nature-a-Voice-2.pdf>, accessed: 21 November 2020) .
- World People’s Conference on Climate Change and the Rights of Mother Earth, “Universal Declaration of Rights of Mother Earth”, 22 April 2010, Cochabamba, Bolivia (<https://therightsofnature.org/universal-declaration/>, accessed: 23 November 2020) .

#### 【ウェブサイト】

- Global Alliance for the Rights of Nature (<https://therightsofnature.org/>) 最終アクセス日：2020年11月24日。
- International Rights of Nature Tribunal (<https://www.rightsofnaturetribunal.org/>) 最終アクセス日：2020年11月24日。